

## 卒業の認定に関する方針

### 1 卒業認定

各学科とも、修業年限以上在籍し各学科所定の単位数を修得するとともに、以下の素養を身につけた学生に対して卒業を認定する。

法律学科 (2年制)	文化教養に関する正しい知識と的確な技能、特に本学科では公務員試験や国家資格試験合格を目的とするので、法律学や経済学などの知識を修得する。
法律ビジネス学科 (2年制)	事務系公務員試験合格を目的とするので、ビジネスに求められる資格・知識、及び幅広い職業選択ができるための広い視野を修得する。
法律社会学科 (2年制)	警察官・消防官・自衛官試験合格を目的とするので、教養全般の知識の修得、体力試験に向けた体力の強化、及び正義感と精神力を修得する。
行政学科 (1年制)	事務系公務員、公安系公務員初級試験合格を目的とするので、教養全般の知識の修得、体力試験に向けた体力の強化、及び社会人として必要な礼儀やマナーを修得する。
法律研究学科 (1年制)	高いレベルの公務員試験・国家資格試験合格を目的とするので、必要な知識を修得し、理解を深める。

### 2 進級基準

2年制学科：1年から2年へ進級時 46単位

4年制学科：1年から2年へ進級時 46単位

2年から3年へ進級時 累計92単位

3年から4年へ進級時 累計138単位

### 3 卒業単位

1年制学科：40単位

2年制学科：86単位

4年制学科：172単位

### 4 卒業判定会議を卒業年次の2月末に実施する。